

◆レクリエーション保険の特徴

- 特徴1** レクリエーション参加中のケガによる入通院費用や、他人への賠償責任を補償します
(熱中症の危険も補償)
- 特徴2** 主催者・参加者全員(ご家族ご友人含む)が補償の対象となります
- 特徴3** 申込書はアイシン開発のHPよりダウンロード、提出はメールでOK

◆補償内容と保険料について

《お申し込みにあたっての留意点》

- ・**傷害保険は必須加入、賠償責任保険は任意加入**となります。
- ・会社(本部、部、室、グループなど)またはインフォーマル組織(部課長会、同好会、親睦会など)が主催する行事が対象となり、**従業員のみなさまがプライベートな目的で実施する行事は対象外**です。
(対象外の例)単に友人と日帰り旅行に行く、PTA活動やこども会の一環でイベントを開催する、など

《必須加入》傷害保険

・下記は行事例です。記載のない行事の場合もお気軽にアイシン開発へお問合せください
・1日1名あたりの保険料です
・熱中症危険補償特約がセットされています

料率	行事名	①	②	③
A	ソフトボール、軟式テニス、ボーリング、卓球 バレーボール、水泳、ハイキング、バドミントン オリエンテーリング、バーベキュー、ドッジボール ゴルフ、魚のつかみどり、植樹会、清掃 見学会、ウォークラリー、観劇、ものづくり講座 災害ボランティア、インターンシップ	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害
		110万円	620万円	1,020万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：10円	保険料：40円	保険料：70円
B	軟式野球、駅伝、運動会、サイクリング、 体操競技大会、陸上競技大会、川釣り バスケットボール、スケート、キックベース プレジャーボートでの釣り	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害
		124万円	665万円	1,405万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：50円	保険料：200円	保険料：400円
C	サッカー、スキー、柔道、空手、相撲、 合気道、硬式野球、フットサル プレジャーボートでのクルージング	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害	ケガ死亡後遺障害
		129万円	673万円	1,100万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：100円	保険料：400円	保険料：700円

《任意加入》賠償責任保険

行事名	保険金額	保険料
すべての行事共通	1億円	50円

◆お申し込み方法について

①アイシングループ レクリエーション保険申込書 兼 通知書にご入力いただきアイシン開発にご提出ください

《申込書入手方法》

アイシン開発(株)保険サービス事業本部のホームページトップ (<https://www.aisin-hoken.jp/>) より、
保険の種類で選ぶ ⇒ レクリエーション保険 をクリックし進んでください。

《提出先アドレス》 ad-koutsuanzen@aisin-ad.co.jp

※行事の実施日より前にご提出ください ※天候により行事が延期もしくは中止となった場合は速やかにアイシン開発までご一報ください

②アイシン開発より保険料請求書をお送りさせていただきますので、期日までにアイシン開発にて着金確認ができるようにお手続きください

※支払い方法は、アイシン開発の口座への振込みとなります。振込手数料はお客様にてご負担ください。

※お支払期限は、申込日の1週間後とさせていただきます(原則実施日前日まで)

※保険料領収証は発行していません。必要な場合のみお申し出だけでしたら受領証を発行させていただきます

⇒手続き完了です

◆ 傷害保険とは？賠償責任保険とは？

傷害保険とは？

行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払します

《事故例》

- ・テニスのプレー中、ボールが目当たりケガをしてしまった
- ・ウォーキング中、段差に気が付かず転倒し骨折してしまった



ケガをした原因が、ご自身にあるか相手にあるかを問わず、ケガに対する保険金をお支払いいたします

賠償責任保険とは？

主催者の行事運営上の不備や参加者の行事参加に起因して、第三者の身体や財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害を補償します



《事故例》

- ・野球のプレー中、ファールボールが通行車両のフロントガラスに当たり割れてしまった
- ・強風により受付のテントが倒れ参加者にケガをさせてしまった

ご自身（主催側）の過失により、他の参加者を含む第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合、法律上の賠償責任負担額をお支払いいたします

《ご参考》傷害保険と賠償責任保険の補償範囲イメージ

	物損	ケガ
ご自身	×	傷害保険
相手	賠償責任保険	※1

※1 参加者がケガをし、かつ主催者または他の参加者に法律上の損害賠償責任が生じる場合は重複して支払われます

ご自身の過失によるご自身の物への補償は対象外となります

◆このパンフレットは「レクリエーション保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、アイシン開発または引受保険会社までお問い合わせください。

《本件に関する問合せについて》

お申込みや補償内容に関するご質問、保険金請求の手続きなど本件に関するお問い合わせは以下へご連絡をお願い致します

<取扱代理店>

アイシン開発株式会社 〒448-8525 愛知県刈谷市相生町3-3富士ビル3F
保険サービス事業本部 コーポレートリスクソリューション部 グループ保険企画・市場開発チーム
営業時間 平日 8:30~17:30 E-Mail: ad-koutsuanzen@aisin-ad.co.jp

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 名古屋自動車開発部 刈谷営業課

SJ24-04499-2024/07/12